

「ポリウレタンフォームおよび発泡された熱可塑性プラスチックの製造」事件  
知財高裁平成24年（行ケ）第10016号事件（平成24年10月11日判決）

## <キーワード>

サポート要件

## <抜粋>

上記認定の事実によれば、本願明細書において、本願発明の課題は、選ばれた新規種類の好ましい発泡剤を用いてポリウレタン硬質発泡材料を製造するための方法を記載すること等であり、その課題解決手段として、発泡剤成分a) HFC-365mfcと組み合わせる発泡剤成分b) について、低沸点の脂肪族炭化水素等のうちでも、HFC-32, HFC-152a, HFC-134, HFC-134 a, HFC-245fa, HFC—236ea, HFC-236fa, 又はHFC—227eaがひとまとまりの一定の発泡剤として記載されていること、本願発明の実施態様として、成分a) HFC-365mfc, 及び成分b) HFC-134 a, HFC-245fa, HFC-236fa, 又はHFC—227eaを使用すること、特に、CO<sub>2</sub>を全く含有しない場合には、成分a) HFC-365mfcを50質量%未満, 及び成分b) HFC-134 a, HFC-245fa, HFC-236fa, 又はHFC—227eaを50質量%超からなるものを使用すること、本発明方法により得られるポリウレタン硬質発泡材料の特殊な利点は、低温、多くの場合に約15度を下回る温度において、熱伝導率が低く、熱遮断能を有すること、有利にHFC-365mfc及び上記の発泡剤の少なくとも1つの他のものを使用して得ることができるポリウレタン硬質発泡材料は、約15度を下回る温度範囲内での冷氣に対して遮断するのに特に好適であること、発泡剤として、HFC-365mfcとHFC-152a, HFC-365mfcとHFC-32, HFC-365mfc, HFC-152a及びCO<sub>2</sub>を用いてポリウレタン硬質発泡材料を製造した実施例が記載されていると認められる。

すなわち、本願明細書には、本願発明の課題は、選ばれた新規種類の好ましい発泡剤を用いてポリウレタン硬質発泡材料を製造するための方法を記載すること等であり、特定の発泡剤、すなわち、HFC-365mfcと一定の他の発泡剤との混合物を用いてポリウレタン硬質フォームを製造するための方法により製造されたポリウレタン硬質フォームは、約15度を下回る温度において、熱伝導率が低く、熱遮断能を有するという効果を有することが判明したこと、この方法で用いる発泡剤組成物は、成分a) HFC-365mfcと成分b) 低沸点の脂肪族炭化水素等を含むものであるが、有利な組合せの一つとして、本願発明で用いる発泡剤組成物である、成分a) HFC-365mfc及び成分b) HFC-245faの組合せがあることが記載されているといえる。また、本願明細書には、本願発明で用い

る発泡剤組成物を用いてポリウレタン硬質フォームを製造したことを示す実施例は記載されていないものの、成分 a) HFC-365mfc と組み合わせる成分 b) として、HFC-152a (例 1 a) , HFC-32 (例 1 b) , 及びHFC-152a と CO<sub>2</sub> (例 1 c) を用いてポリウレタン硬質フォームを製造したことが、具体的に開示されているといえる。

そうすると、本願発明で用いる発泡剤の成分 b) であるHFC-245faは、上記のとおり、ひとまとまりの一定の発泡剤のひとつとして記載されている上、本願明細書の実施例で使用された成分 b) であるHFC-152aやHFC-32と同様に低沸点であり、技術的観点からすると化学構造及び理化学的性質が類似するといえることも併せ考慮すると、実施例 1 a) ~ c) と同様にHFC-245faを使用することによりポリウレタン硬質フォームを製造する方法が開示されていると解するのが相当である。

以上のとおり、本願発明の課題及び課題解決手段、並びに、その効果が、本願明細書の発明の詳細な説明に記載されたものと認めるべきである。

これに対し、被告は、本願明細書の発明の詳細な説明には、本願発明であるHFC-365mfcとHFC-245faとの組合せについて、その裏付けとなる実施例の記載がなく、HFC-365mfcと組み合わせる対象として記載された多数の成分のうちからHFC-245faを特に選択することや、発泡剤組成物中のHFC-365mfc及びHFC-245faの各含有量を特定することについて、それらの関係を定性的に認識可能とする記載がない旨主張する。

しかし、上記のとおり、本願発明の課題は、選ばれた新規種類の好ましい発泡剤を用いてポリウレタン硬質発泡材料を製造するための方法を記載すること等であって、上記(1) の説示に照らして、実施例 1 a) ~ c) と同様にHFC-245faを使用することによりポリウレタン硬質フォームを製造する方法が開示されていると解される。

また、本願明細書に記載された発明は、発泡剤として成分 a) HFC-365mfc を低沸点の脂肪族炭化水素等である成分 b) と組み合わせて用いることを特徴とするポリウレタン硬質フォームを製造する方法で、そのような発泡剤を用いることにより、低温において熱伝導率が低く、熱遮断能を有するポリウレタン硬質フォームが得られるという効果を有することが判明したというものである。成分 b) としては、低沸点の脂肪族炭化水素等である具体的化合物が多数列挙され、本願発明のHFC-245faは、ひとまとまりの一定の発泡剤の中で有利なものとして記載され、実施例においても、HFC-152aを用いた場合(例 1 a) , HFC-32を用いた場合(例 1 b) , 及びHFC-152a及びCO<sub>2</sub>を用いた場合(例 1 c) が記載されており、それらを同等に扱うことができないとする事情は見いだせな

いから、**HFC-245fa**を用いた実施例の記載がなくとも、これを成分b)として使用することができるかと解すべきである。そうすると、特許法36条6項1号の「サポート要件」の判断にあたっては、本願明細書において、成分b)として**HFC-245fa**を選択することの技術的意味や作用効果について、更なる記載を求めべき理由はなく、また、成分b)、特に**HFC-245fa**が発泡剤として使用できると認識できない事情も見いだせないから、発泡の機構などに関して、更なる説明を求めべき理由もない。したがって、被告の上記主張は失当である。

したがって、本願発明が発明の詳細な説明に記載したものとは認められないとする事情は見いだせないから、本願が特許法36条6項1号に規定する要件を満たしていないとの審決の判断は誤りであって、追加実験データの有無にかかわらず、原告主張の取消事由は理由がある。